

令和5年 No28

○東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

ただし、承認後に軽微な修正が生じたため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規程第23号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕		〔省略〕	
(定義)		(定義)	
第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。	第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。	第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。	第2条 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。
2 この規程において「 <u>教職大学院</u> 」とは、 <u>教育学研究科教育実践創成講座</u> をいう。	2 この規程において「 <u>教職大学院</u> 」とは、 <u>教育学研究科教育実践創成講座</u> をいう。	2 この規程において「 <u>センター</u> 」とは、 <u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センター</u> をいう。	2 この規程において「 <u>センター</u> 」とは、 <u>留学生センター、保健管理センター、ICTセンター、学生支援センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センター</u> をいう。
3 この規程において「 <u>機構</u> 」とは、 <u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u> をいう。	3 この規程において「 <u>機構</u> 」とは、 <u>大学教育研究基盤センター機構、現職教員支援センター機構、先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u> をいう。	3 この規程において「 <u>機構</u> 」とは、 <u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u> をいう。	3 この規程において「 <u>機構</u> 」とは、 <u>先端教育人材育成推進機構及び教育インキュベーション推進機構</u> をいう。
第3条 <u>各学系及び教職大学院</u> における客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。	第3条 <u>各学系及び教職大学院</u> における客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。	第3条 <u>各学系及びセンター</u> における客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。	第3条 <u>各学系及びセンター</u> における客員教授等の選考は、客員教授等候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が行う。
2・3 〔省略〕	2・3 〔省略〕	2・3 〔省略〕	2・3 〔省略〕
〔省略〕		〔省略〕	
(選考委員会の構成)		(選考委員会の構成)	
第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。	第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。	第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。	第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
(1) 当該学系長	(1) 当該学系長	(1) 当該学系長	(1) 当該学系長
(2) 当該分野の教授 1名	(2) 当該分野の教授 1名	(2) 当該分野の教授 1名	(2) 当該分野の教授 1名
(3) 当該学系に所属する教授 4名	(3) 当該学系に所属する教授 4名	(3) 当該学系に所属する教授 4名	(3) 当該学系に所属する教授 4名
2 <u>教職大学院</u> の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。	2 <u>教職大学院</u> の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。	2 <u>センター</u> の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。	2 <u>センター</u> の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。
(1) <u>教職大学院長</u>	(1) <u>教職大学院長</u>	(1) <u>総合教育科学系長</u> （ただし、 <u>理科教員高度支援センター</u> にあっては、 <u>自然科学系長</u> ）	(1) <u>総合教育科学系長</u> （ただし、 <u>理科教員高度支援センター</u> にあっては、 <u>自然科学系長</u> ）
(2) <u>当該プログラムを担当する教授 1名</u>	(2) <u>当該プログラムを担当する教授 1名</u>	(2) <u>当該センターの長</u>	(2) <u>当該センターの長</u>
(3) <u>当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 4名</u>	(3) <u>当該プログラム以外のプログラムを担当する教授 4名</u>	(3) <u>当該センターの運営委員会委員 4名</u>	(3) <u>当該センターの運営委員会委員 4名</u>
3 <u>第1項第2号及び第2項第2号</u> の規定にかかわらず、 <u>当該分野に所属する若しくは当該プログラムを担当する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる</u>	3 <u>第1項第2号及び第2項第2号</u> の規定にかかわらず、 <u>当該分野に所属する若しくは当該プログラムを担当する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる</u>	3 <u>第1項第2号</u> の規定にかかわらず、 <u>当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる</u> 。	3 <u>第1項第2号</u> の規定にかかわらず、 <u>当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる</u> 。

。 (選考委員会の委員長) 第7条 選考委員会に委員長を置き、<u>第6条第1項第1号又は第2項第1号の者</u>をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、<u>第10条</u>に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の招集) 第8条 選考委員会は、委員長が招集する。 2 <u>選考委員会の開催は、委員長が必要と認める場合には、電子的な開催方法等により、遠隔会議又は書面審議にて開催することができるものとする。</u> (選考委員会の定足数) 第9条 〔省略〕 (選考委員会における候補者の選考) 第10条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 2 客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で選考するときは、選考委員会（第3条第2項に係る者にあつては役員会、第3条第3項に係る者にあつては機構会議）による選考を省略するものとする。 3 <u>選考委員会が遠隔会議又は書面審議にて開催される場合、第1項の投票は電子的方法を用いることができるものとする。</u> (報告) 第11条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第2）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第3）（次項において「選考結果報告書」という。）により教育研究評	(選考委員会の委員長) 第7条 選考委員会に委員長を置き、<u>各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）</u>をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 3 委員長は、<u>第11条</u>に規定する投票に加わることができない。 (選考委員会の開催) 第8条 第6条第1項の選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、<u>これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。</u> 2 <u>第6条第2項の選考委員会を開催するときは、総合教育科学系長（理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）は、日時、場所及び委員名を当該センターの運営委員会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前（電子メール等又は電子掲示板等で公示する場合は前日）までに公示することにより替えることができる。</u> (選考委員会の招集) 第9条 選考委員会は、委員長が招集する。 (選考委員会の定足数) 第10条 〔省略〕 (選考委員会における候補者の選考) 第11条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票により、3分の2以上の賛成票をもって行う。 2 客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で選考するときは、選考委員会（第3条第2項に係る者にあつては役員会、第3条第3項に係る者にあつては機構会議）による選考を省略するものとする。 (報告) 第12条 選考委員会の委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第2）により教授会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第3）（次項において「選考結果報告書」という。）により教育研究評
---	--

議会に報告しなければならない。 2・3 〔省略〕 4 当該学系長（第3条第2項に係るものにあつては学長，第3条第3項に係るものにあつては当該機構長）は，前条第2項により選考した者に客員教授等の称号を付与するときは，客員教授等称号付与報告書（様式第4）により，教授会及び教育研究評議会（第3条第2項及び第3項に係るものにあつては，教育研究評議会）に報告しなければならない。 （人事異動通知書の交付） <u>第12条</u> 客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には，人事異動通知書（様式第5）により行うものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 様式第2（<u>第11条第1項</u>関係） （表紙） 客員教授等候補者選考報告書 〇〇講座（〇〇分野） <u>教職大学院</u> 年 月 日 <u>〇〇教授会</u> 〔省略〕 様式第3（<u>第11条第1項</u>，第2項，第3項関係） 客員教授等候補者選考結果報告書	議会に報告しなければならない。 2・3 〔省略〕 4 当該学系長（第3条第2項に係るものにあつては学長，第3条第3項に係るものにあつては当該機構長）は，前条第2項により選考した者に客員教授等の称号を付与するときは，客員教授等称号付与報告書（様式第4）により，教授会及び教育研究評議会（第3条第2項及び第3項に係るものにあつては，教育研究評議会）に報告しなければならない。 （人事異動通知書の交付） <u>第13条</u> 客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合には，人事異動通知書（様式第5）により行うものとする。 2 〔省略〕 〔省略〕 様式第2（<u>第12条第1項</u>関係） （表紙） 客員教授等候補者選考報告書 〇〇講座（〇〇分野） <u>〇〇〇センター</u> 年 月 日 <u>学系教授会</u> 〔省略〕 様式第3（<u>第12条第1項</u>，第2項，第3項関係） 客員教授等候補者選考結果報告書
--	--

<table><tr><td>講座（分野）名</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>[省略]</td></tr><tr><td>機 構 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 備考1 第3条第2項に係るものにあつては、「講座（分野）名・機構名」欄、「選考委員会」欄の記載を要しない。 備考2 第3条第3項に係るものにあつては、「選考委員会」欄の記載を要しない。 。 様式第4（<u>第11条第4項</u>関係） 客員教授等称号付与報告書 <table><tr><td>講座（分野）名</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>[省略]</td></tr><tr><td>機 構 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 備考 第3条第2項に係るものにあつては、「講座（分野）名・機構名」欄の記載を要しない。 様式第5（<u>第12条</u>関係） 人事異動通知書 [省略] <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u>	講座（分野）名		・	[省略]	機 構 名				講座（分野）名		・	[省略]	機 構 名				<table><tr><td>講座（分野）名</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td>セ ン タ ー 名</td><td>[省略]</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td>機 構 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 備考1 第3条第2項に係るものにあつては、「講座（分野）名・<u>センター名</u>・機構名」欄、「選考委員会」欄の記載を要しない。 備考2 第3条第3項に係るものにあつては、「選考委員会」欄の記載を要しない。 。 様式第4（<u>第12条第4項</u>関係） 客員教授等称号付与報告書 <table><tr><td>講座（分野）名</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td>セ ン タ ー 名</td><td>[省略]</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td>機 構 名</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 備考 第3条第2項に係るものにあつては、「講座（分野）名・<u>センター名</u>・機構名」欄の記載を要しない。 様式第5（<u>第13条</u>関係） 人事異動通知書 [省略]	講座（分野）名		・		セ ン タ ー 名	[省略]	・		機 構 名				講座（分野）名		・		セ ン タ ー 名	[省略]	・		機 構 名			
講座（分野）名																																									
・	[省略]																																								
機 構 名																																									
講座（分野）名																																									
・	[省略]																																								
機 構 名																																									
講座（分野）名																																									
・																																									
セ ン タ ー 名	[省略]																																								
・																																									
機 構 名																																									
講座（分野）名																																									
・																																									
セ ン タ ー 名	[省略]																																								
・																																									
機 構 名																																									